

「デジタル田園都市国家構想 東海地域通信インフラ整備推進協議会」
第7回会合 議事概要

【日時】 令和7年9月26日（金） 14:00～16:05

【場所】 名古屋合同庁舎第3号館 7階共用会議室

【議事概要】

1 通信インフラ整備に係る経過報告

- ア 資料1-1 事務局から、本年8月に公表された「令和5年度末ブロードバンド基盤整備率調査」の結果をふまえ、東海地域における光ファイバの整備状況について報告。
- イ 資料1-2 東海総合通信局無線通信部から、愛知県豊根村及び岐阜県揖斐川町における通信インフラ整備に係る対応を現況報告。

2 総務省からの施策説明

- ア 資料2-1 東海総合通信局情報通信部から、本年6月に公表された「デジタルインフラ整備計画 2030」について、特に地域協議会の取組に関連する部分を説明。
- イ 資料2-2 総務省総合通信基盤局基盤整備促進課から、「ブロードバンドのユニバーサルサービス」及び「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律（最終保障提供責務）」の概要について説明。

その後、以下のやりとりがあった。

○愛知県

特に山間地域や過疎地域から、ブロードバンドの維持が難しくなってきているという声が寄せられている。一方で、地元のCATV事業者等の電気通信事業者にブロードバンドユニバーサルサービス制度や最終保障提供責務制度を紹介しても、使えるかどうか判断できないという話を聞く。

本制度について、電気通信事業者に対して、国から説明や情報提供する予定があれば教えていただきたい。

また、ユニバーサルサービス交付金制度に関して、その収支はどの範囲を指しているのか教えていただきたい。

○総務省

制度の周知については、具体的には決まっていないものの、制度運用にあたっては、区域内や近隣の電気通信事業者にも協力いただく必要があるため、制度の周知や説明会を行っていきたいと考えている。

また、ブロードバンドサービス事業の収支については、担当支援区域の収支に限らず、各社が実施するブロードバンドサービス事業全体の収支で考えることとしている。一般支援区域については、ブロードバンドサービス事業全体の

収支が黒字であれば黒字部分でまかない、赤字であればユニバーサルサービス交付金を受けられる。特別支援区域については、事業全体の収支が黒字であってもユニバーサルサービス交付金を受けられる場合がある。

- ウ 資料２－３ 総務省総合通信基盤局基盤整備促進課から、令和８年度概算要求中の「デジタルインフラ整備推進事業」及び「公設光ファイバ設備の民設移行」の概要について説明。
- エ 資料２－４ 東海総合通信局放送部から、令和８年度概算要求中の「放送ネットワーク整備支援事業」及び「辺地共聴施設の高度化支援事業」の概要について説明。
- オ 資料２－５ 東海総合通信局無線通信部から、令和８年度概算要求中の「携帯電話基地局強靱化対策事業」の概要について説明。
- カ 資料２－６ 東海総合通信局情報通信部から、令和８年度概算要求に当たっての総務省の対応及び概算要求中の「地域社会ＤＸ推進パッケージ事業」の概要について説明。

３ 構成員からの取組の紹介

- ア 資料３－１ 農林水産省東海農政局から、農業の生産性の向上を図る「スマート農業技術活用促進法及び生産方式革新実施計画の認定状況」について東海農政局管内の事例とともに紹介。また、東海地域スマート農業推進ネットワークの会員募集について案内。
- イ 資料３－２ 農林水産省東海農政局から、令和８年度概算要求中の「農業生産基盤情報通信環境整備事業」を含む「農業農村における情報通信環境整備の支援施策」について紹介。

４ その他

資料４ 事務局から、今後の地域協議会の在り方の方向性について、検討事項に「地域課題の解決に資するソリューション」の創出・普及の一体的な推進を加え、東海地域の全地方公共団体を会員とすることを提案。

取組方針として、構成員との意見交換やアンケート等を行った上で、開催要綱の改正案を作成し、次回会合において審議することを提案。

５ 今後の予定

＜事務局から＞

- ・本日報告した通信インフラ整備の取組など個別の取組や地域協議会の在り方の方向性の検討を進めるにあたっては、構成員の皆様に都度相談しながら進める。引き続き、ご協力いただきたい。

以上